

平成29年 第3回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成29年 5月 9日 開会

平成29年 5月 9日 閉会

大 樹 町 議 会

平成29年第3回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成29年5月9日（火曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第33号 大樹町税条例の一部改正について
- 第 9 議案第34号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第10 議案第35号 過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第36号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第37号 財産の無償譲渡について
- 第13 選任第 1号 常任委員の選任について
- 第14 選任第 2号 議会運営委員の選任について

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋	

○欠席議員（1名）

10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼	

地場産品研究センター所長	黒川 豊
住民課長	林 英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田 修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾 裕信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木 敏明
会計管理者出納課長	高橋 教一
病院事務長	伊勢 巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	浅井 真介
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会 会長	鈴木 正 喜
農業委員会 事務局 長	水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 力
主 査	真 鍋 智 光

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、

4番 松本敏光君

5番 西田輝樹君

6番 菅敏範君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告をいたします。

本日9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議しましたので、ご報告申し上げます。

本臨時会の提出案件は、専決処分承認2件、条例の一部改正3件、工事請負契約の締結1件、財産の無償譲渡1件、常任委員会の選任1件、議会運営委員会の選任1件であります。よって、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間といたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事が円滑に行われるよう、よろしく願いをいたします。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、平成29年3月6日開会の第1回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による3月、4月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、委員会関係について。

総務常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会では、委員会をそれぞれ1回開催しております。

第3、会議関係につきましては、記載のとおりとなっております。

第4、人事関係につきましては、平成29年4月1日付で発令の分掌替について記載しておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

第5、その他につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上で諸般報告を終わります。

○議長

以上で諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成29年3月24日開会の第2回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の叙勲の発令についてであります。昨年3月まで大樹町消防団長として町民のためにご尽力をいただきました本町の穀内豊司氏が平成29年春の叙勲において、瑞光単光章を受章されました。この場をおかりして心からお祝いとお礼を申し上げたいと思います。

2番目の大樹町農業委員の募集状況についてであります。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員は議会の同意を得て市町村長が任命することとなりました。現委員さんの任期が今年の7月19日であることから、時期委員を選任するため3月21日から4月25日までの36日間、推薦の受け付け及び募集を行い、条例定数と同数の18人の応募がありましたので、これら候補者につきまして選考を行った後、6月の定例第2回町議会にご提案をさせていただきたいと考えております。

3番目の町長と語る会の開催についてであります。尾田地域行政区で構成する尾田地域づくり連絡協議会からご要請があり、去る4月14日、25名の住民の皆様にご出席をいただき開催をしております。内容につきましては、先月発行の広報たいき5月号に掲載をさせていただきました。

4番目の大樹高校の入学者についてですが、昨年を4名上回る56名となりました。町外からの入学者は6名減となりましたが、地元入学者が10名増の30名、地元からの進学率は68.2%となりました。大樹高校教職員を初め、多くの関係者の皆様のご理解とご協力にお礼を申し上げるとともに引き続き、大樹高校の魅力向上に対する支援を行ってまいります。

5番目の航空宇宙関連についてであります。東京で開催された宇宙産業シンポジウムに招かれたアメリカや国の航空宇宙関連者による視察や知事表敬等を通じ、大樹町、十勝、北海道の取り組みへの理解と支援を要請をしております。また、4月29日にオープンしました大樹町宇宙交流センターSORAは11月上旬までの開館を予定をしております。

6番目の委員の委嘱ですが、3名の方が法務大臣から広尾保護区保護司として委嘱をされております。また、大樹町地域安全推進協議会委員3名を新たにご委嘱を申し上げます。

7番目の地域おこし協力隊ですが、人口減少対策・地域活性化推進員として2名を再任するとともに、デザインに関する知識や経験をお持ちの方1名を新たに委嘱を申し上げます。また、子ども交流事業推進員につきましては1名が任期満了となりましたが、新たに2名の方をご委嘱申し上げ3名体制としております。林業担い手推進員1名につきましては、引き続き委嘱を申し上げ、今年度の地域おこし協力隊は全体で7名となっております。

8番目の入札執行関係についてですが、指名競争入札により工事請負契約を12件、物品

購入契約を9件、業務委託契約を11件、それぞれ記載のとおりの内容で締結をしております。

9番目の人事関係、10番目のその他、来町者と会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

教育委員会の行政報告を行います。

教育委員会の人事関係についてであります。4月1日付で3名の新規採用者と4名の分掌替者の人事異動の発令を行っておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わります。

○議長

続いて、鈴木農業委員会会長。

○鈴木農業委員会会長

農業委員会行政報告につきまして、ご報告申し上げます。

事務局職員の人事関係について、平成29年3月31日と4月1日付の発令の人事関係について記載しておりますので、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

以上で農業委員会行政報告を終わります。

○議長

次に、ただいまの行政報告に対し報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長

日程第6 承認第1号専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、承認第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、専決処分した事件の承認をお願いするもので、専決処分をした事件は平成28年度大樹町一般会計補正予算(第12号)であります。

1枚おめくりいただき、専決処分書をお開きください。

補正予算の内容であります、国民健康保険事業特別会計への繰出金を5,051万9,

000円減額し、同額を基金に積み立てるもので歳入歳出予算総額の増減はありません。今回、議会にお諮りする時間がなかったことから、専決処分をさせていただいたものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、御審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、承認第1号専決処分を行いました平成28年度大樹町一般会計補正予算(第12号)の内容について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額の増減はなく、特別会計への繰出金の減額に伴う一般会計歳出の減額分を基金として積み立てるものでございます。

内容につきまして、資料でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

最初に、民生費、福祉医療諸費、保健基盤安定制度等繰出金、繰出金で84万円の減。出産育児一時金の決算見込みによる減でございます。

次に、諸支出金、事業会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金、繰出金で4,967万9,000円の減でございます。保険税軽減のための繰出金でございますが、一般被保険者療養給付費の決算見込みによる減でございます。

次に、基金費、基金積立金、積立金で5,051万9,000円の増。先ほどご説明申し上げました国保会計への繰出金の減額分を公共施設整備基金に積み立てするものでございます。

以上、補正額、財源内訳ともに増減はございません。

続きまして、第1表歳入歳出予算を説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳入の増減はございませんので、歳出のみご説明を申し上げます。

歳出合計、補正前の額68億2,501万1,000円、補正額3款民生費と11款諸支出金あわせて増減はなく補正後の歳出合計につきましても68億2,501万1,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第1号専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

◎日程第7 承認第2号

○議 長

日程第7 承認第2号専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、承認第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、専決処分した事件の承認をお願いするもので、専決処分をした事件は平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)であります。

1枚おめくりいただき、専決処分書をお開きください。

補正予算の内容であります。歳入歳出それぞれ2,545万1,000円を減額したもので、議会にお諮りする時間がなかったことから専決処分をさせていただいたものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

承認第2号専決処分をさせていただきました平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第5号)について、説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,545万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,860万7,000円とするものです。平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に向けて納付金の算定が適正に行われるよう、平

成28年度の会計において繰越金の額を極力少なくしておくことを目的として、3月末現在で歳入歳出見込額を精査し、一般会計からの繰入金を減額する形で補正させていただきました。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開き願います。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費補正額1,467万9,000円の増。これは歳入となります。国庫負担の療養給付費負担金が超過交付となったことから、平成29年度に還付が見込まれる額について基金に積み立てておくものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費1,810万1,000円の減。2目退職被保険者等療養給付費191万4,000円の減。3目一般被保険者療養費16万8,000円の減。4目退職被保険者等療養費8万9,000円の減。5目審査支払手数料9万円の減。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費7万3,000円の減。2目退職被保険者等高額療養費57万6,000円の減。

3項移送費1目一般被保険者移送費5万円の減。2目退職被保険者等移送費3万円の減。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金126万円の減。

次のページに移りまして、5項葬祭諸費1目葬祭費25万円の減。

7款1項ともに共同事業拠出金3目保険財政共同安定化事業拠出金1,256万2,000円の減。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費136万9,000円の減。

9款1項ともに公債費1目利子30万円の減。

10款諸支出金1項還付金1目一般被保険者保険税還付金24万8,000円の減。2目退職被保険者等保険税還付金5万円の減。

11款1項1目ともに予備費300万円の減。

次に、歳入について説明させていただきます。7ページ、8ページをお開き願います。

1款保険税1項保険税1目一般被保険者保険税補正額360万2,000円の増。2目退職被保険者保険税4万5,000円の増。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金1,471万円の増。2項国庫補助金1目町政交付金101万1,000円の増。

3款1項1目ともに療養給付費交付金121万8,000円の減。

5款道支出金2項道補助金1目町政交付金686万円の増。

8款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5,051万9,000円の減。出産育児一時金繰入金が84万円の減。国保財政の健全化と保険税負担の軽減を目的に繰り出しております一般被保険者療養給付費繰入金は4,967万9,000円の減となっております。

次のページに移りまして、10款諸収入2項雑入1目雑入5万8,000円の増となっております。

次に、6ページ、総括の歳出をご覧くださいと思います。

歳出合計補正前の額8億6,405万8,000円、補正額1款総務費から11款予備費まで2,545万1,000円の減、補正後の歳出合計8億3,860万7,000円。

次に、5ページ、歳入ですが歳入合計補正前の額8億6,405万8,000円、補正額1款保険税から10款諸収入まで2,545万1,000円の減、補正後の歳入合計8億3,860万7,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第2号専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

◎日程第8 議案第33号

○議 長

日程第8 議案第33号大樹町税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第33号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例の一部改正をお願いするもので、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律などが平成29年3月31日に公布されたことに伴い、大樹町税条例について必要な改正を行うものであります。

改正の主な内容は町民税の関係では、肉用牛売却に係る課税特例の適用の延長、固定資産税の関係では、災害に関する税制上の措置の創設や省エネ改修を行った既存住宅に係る特例措置の拡充、軽自動車税の関係では、グリーン化特例の延長などとなっております。

それぞれ、条文の内容につきましては住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第33号大樹町税条例の一部改正について、説明させていただきます。

この改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）等が平成29年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

改正内容の主なものとしましては、町民税の関係では、上場株式等の配当所得等に係る個人町民税の課税方式について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後個人住民税の申告書が提出された場合には、申告書に記載された事項やその他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることが明確化されたことから、それに伴う規定の整備を行ったほか、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する規定の整備を行っております。

固定資産税の関係では、震災等により滅失したり毀損した家屋や償却資産にかわる物として家屋や償却資産を取得した場合の税制上の特例措置が創設されたこと、保育の受け皿整備を促進するため家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋や償却資産に対する課税の特例について、地域の実情を反映させることができるよう、わがまち特例を導入し条例を定めるとされたこと、耐震改修や省エネ改修を行った既存住宅に係る特例措置が拡充されたことなどから、それに伴う規定の整備を行いました。

軽自動車税の関係では、一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車を新規取得した場合における軽自動車税の特例措置について、燃費基準要件の見直しを行った上で適用期限が2年間延長されたことから規定の整備を行いました。また、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付の不足額が生じた場合における賦課徴収の特例についても規定を設けております。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

なお、法令の改正により条例で引用している条項にずれが生じたものの改正、字句の表現方法が改められたことによる改正など規定している内容に変更点のないものにつきましては、説明を省略させていただきます。

第33条は、所得割の課税標準についての規定です。第4項では特定配当等に係る所得について個人町民税の申告書と所得税の確定申告書がいずれも提出された場合には、町長が課税方式を決定できる旨を規定しております。同様の規定を2ページの第6項では、特定株式等譲渡所得について、ちょっと飛びますが24ページの附則第16条の3第2項では、上場株式等に係る配当所得について、27ページの附則第20条の2第4項では、特例適用配当等について、28ページの附則第20条の3第4項では、条約適用配当等について同じような規定で整備をしております。

次に、お戻りいただいて3ページの第34条の9でございます。配当割額または株式等譲渡所得割額の控除についての規定でございます。第33条第4項、第6項において申告書の規定が変わりましたので、それに伴う改正となっております。内容に変更はございません。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第50条は法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についての規定です。第4項では、「修正申告書」を「増額改正」に改める内容となっております。

9ページの中段、第61条は固定資産税の課税標準についての規定です。第8項では法第349条の3の4が新たに設けられたことにより、当該条項を追加しました。法第349条の3の4は、震災等により滅失し、または毀損した償却資産の所有者が被災した年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に当該滅失し、もしくは毀損した償却資産にかわる物として償却資産の取得をした場合に、固定資産税の課税標準を最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分の固定資産税に限り2分の1とする内容となっております。

次に、第61条の2は法第349条の3第28項等で条例で定める割合についての規定です。地域の実情を反映させることができるよう、条例で固定資産税の課税標準の特例を定めるとされたことから、新たに規定を設けたものでございます。第1項に規定する法第349条の3第28項は、家庭的保育事業の用に供する家屋や償却資産について、第2項は居宅訪問型保育事業、第3項は事業所内保育事業について規定するもので、いずれも地方税法により適用を受けていた割合と同じ割合としてございます。

10ページの第63条の2は施行規則の規定による補正の方法の申し出についての規定です。施行規則第15条の3の2第4項及び第5項を追加しておりますが、この内容は居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る固定資産税について、各区分所有者ごとの税額を実際の取引価格の傾向を踏まえて補正することができることとされたものでございます。第63条の3は法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申し出についての規定、13ページの第74条の2は被災住宅用地の申告についての規定で

す。被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域に指定されている地域におきましては、2年度分から4年度分に拡充する内容となっております。

14ページをお開きいただきたいと思います。

14ページの附則第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等についての規定です。「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めております。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての規定です。特例の適用期限が3年間延長されたため、「平成30年度まで」を「平成33年度まで」に改めております。

15ページの附則第10条は固定資産税の適用に係る読み替え規定についての規定をしているものでございますが、法附則第15条の3の2が追加されたことと条例第61条第8項の改正に伴い、規定を整備しているものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定です。わがまち特例として条例で固定資産税の課税標準の特例を定めるとされているものでございます。第5項は津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例について定めたものでございましたが、当町においては該当となる区域がないことから、削除させていただくこととしました。第6項から第10項は再生可能エネルギーによる発電設備に係る課税標準の特例についての規定ですが、地方税法の改正に伴う条項のずれを整備した上で第5項から第9項とさせていただきます。第11項は例外としてフロンを使わない機器等について特例を定めたものですが、適用期間が終了したことにより削除をいたしました。

16ページの附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定です。法令等の改正による条項ずれを整備したほか、第9項に耐震改修が行われた住宅に対する減額、第10項に省エネ改修が行われた住宅に対する減額の適用を受けるための手続について規定を整備いたしました。

21ページをお開きいただきたいと思います。

21ページの附則第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例についての規定です。第5項から第7項に平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合の初年度の軽自動車税に係る特例の規定を設けております。第5項は概ね75%の軽減を受ける車、第6項はおおむね50%の軽減を受ける車、第7項は概ね25%の軽減を受ける車に対して規定しているものでございます。

23ページ、附則第16条の2は軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定です。第1項では環境性能に基づく軽自動車税の軽減に該当するかどうかの判断は、国土交通大臣の認定に基づくものとしております。第2項から第4項には自動車メーカーによる不正行為に起因して納付の不足額が生じた場合における賦課徴収の特例についての規定を設けております。

30ページの附則になります。第1条では施行期日について規定しており、公布の日から施行し平成29年4月1日から適用するものとしております。一部の改正規定につきまし

ては、平成31年1月1日から施行するもの、平成31年10月1日から施行するものがございませう。第2条では町民税に関する経過措置について、第3条では固定資産税に関する経過措置について、第4条では軽自動車税に関する経過措置について規定しております。第5条では、大樹町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第9号）の一部改正を、第6条では、大樹町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第11号）の一部を改正する規定を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

管敏典君。

○管敏典議員

単純なことかもしれませんが、2点ほどお聞きしたいと思ひます。

ページ10からページ12に「按分」という文字を平仮名から漢字に直した修正の箇所が6カ所あるのですけれども、1カ所だけ振り仮名を振っているのですが、多分必要ないのではないかという気がするのですが、1カ所だけ振り仮名を振っている関係があります。

それから、ページ14の附則5条で説明があったのですが、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に修正しているのですが、これは、私の解釈が間違っているかもしれませんが、別居等している配偶者は控除の対象にならないというふうに変更になったというふうに理解をすればいいのですか。お聞きをしたいと思います。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

ご説明いたします。1点目のページの10ページあたりに出てきます「按分」という、平仮名から漢字に直して、さらに1カ所振り仮名がついているという部分のご指摘でございます。町の税条例の改正につきましては、法令の改正に倣って正しく整備していくということの方針として改正をさせていただいているところでございます。今回の改正につきましては、平仮名を用いていた「あん分」を漢字の「按分」に修正するという形の法改正がされておりますので、それに倣ってということになります。按分の振り仮名につきましては、一番最初に出てくる漢字について振り仮名が適当と思われるものについて振り仮名をすること、法令上も一番最初の文字に振り仮名をつけるという形での今回の改正が行われておりますので、それに倣ってという形になります。ただ、10ページにおきましては、その前の見出しの部分で「按分」の漢字が先に出てきておりますけれども、見出し部分は一番最初とカウントしないで条文の中に出てくる一番最初の文字に振り仮名を振るという形の規定とされているようでございます。

それから、14ページ、「控除対象配偶者」の名称を「同一生計配偶者」ということで名前の改正がある部分についてのご質問がございました。この規定につきましては、施行期日が平成30年1月1日からの適用となる部分でございます。今回の税制改正におきまして、控除の対象となる配偶者の所得の要件が変更となるという改正がされてございます。これに伴いまして、現在の控除対象配偶者が新たに三つの区分というような名称の使われ方になります。控除対象配偶者、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者に所得の区分等によって対象となる配偶者の呼び方が変わるというような改定が盛り込まれてございます。今回はそれに伴って、名称の変更をさせていただいているところでございます。控除の対象となるその部分についての、この名称変更による対象となる方が変わるというような改正にはなってございません。今回の所得額が広げられるという改正に伴う、そういった配偶者の呼び方の区分が変わることに伴って現状と同じ適用を受けるための名称変更ということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに、質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第33号大樹町税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第34号

○議 長

日程第9 議案第34号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第34号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするもので、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、大樹町国民健康保険税条例について必要な改正を行うものであります。

今回の改正は、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法が変更され、軽減の対象となる世帯が拡大されるという内容になっております。

それぞれ条文の内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第34号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について、説明させていただきます。

この改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

改正の内容は、軽減の要件を緩和するもので5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に応じて加算する金額を拡大することで要件を緩和する内容となっております。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第23条は国民健康保険税の減額についての規定です。第2号では5割軽減の対象となる世帯の所得判定額について、第3号では2割軽減の対象となる世帯の所得判定額について定めておりますが、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に応じて加算する金額を5割軽減では、26万5,000円を27万円に、2割軽減では、48万円を49万円に改めるものです。

附則になりますが、施行期日は公布の日とし、平成29年4月1日から適用するとしております。適用区分では、平成29年度以後の国民健康保険税に適用するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第34号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第35号

○議 長

日程第10 議案第35号過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第35号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正をお願いするもので、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、必要な改正を行うものであります。

それぞれ条文の内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第35号過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正に

ついて、説明させていただきます。

この改正は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第11号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

固定資産税の課税特例の対象となる事業用途から情報通信技術利用事業が除外され、農林水産物等販売業が追加されたことに伴う改正となっております。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第1条では、過疎法に基づき固定資産税の課税の特例を設ける旨の規定を定めておりますが、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改めております。これにより、課税特例の対象となる事業につきましては、製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業の3事業となります。

附則になりますが、施行期日は公布の日とし、平成29年4月1日から適用するとしております。適用区分では、平成29年度以後の固定資産税に適用するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第35号過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 3 6 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 3 6 号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第 3 6 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いをするものであります。

契約の内容ですが、工事名は寿町団地 2 号棟新築工事（建築主体）及び外構工事。

工事の施工場所は大樹町寿通 3 丁目 4 4 番地 1。

契約方法は指名競争入札。

契約金額は 7, 5 3 8 万 4, 0 0 0 円。

契約の相手先は、広尾郡大樹町松山町 8 番地 2 6、株式会社高橋工務店代表取締役、高橋勝則。

工事内容ですが、木造平屋建て 1 棟 4 戸、延べ床面積 2 8 7. 6 平方メートルの建築工事と駐車場 5 台分の外構工事。

工期は、本年 1 0 月 3 1 日までで、次のページに図面を添付させていただきました。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 3 6 号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 3 7 号

○議 長

日程第 1 2 議案第 3 7 号財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第 3 7 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の無償譲渡についての議決をお願いするものであります。

無償譲渡しようとする財産であります。開進福祉ホーム用地として昭和 5 7 年にご寄附をいただいた土地の一部で、以前はグラウンドとして利用していたこともありますが、現在は利用されておらず今後も利用予定がないとのことから、返還に向けて協議を進めてきた経過があります。なお、本件寄附につきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 9 号の規定による負担付寄附として、議会の議決をいただいております。

本町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、寄附後 2 0 年以内であれば寄附者に対し無償譲渡することができますが、今回は 2 0 年を経過しているため地方自治法の規定に基づき、議会の議決に基づいて無償で譲渡しようとするものであります。

それでは、議案を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第 3 7 号財産の無償譲渡について。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1、財産の概要。

種類、土地。

所在、大樹町字開進 1 3 4 番 6。

地目、雑種地。

地積、2, 8 6 9 平方メートル。

無償譲渡の相手方、広尾郡大樹町字開進 1 3 4 番地、金曾靖友氏。

3、無償譲渡の理由。

行政区会館敷地として昭和 5 7 年に指定寄附を受けた当該土地の一部について、寄附者から返還の要望があった。返還要望のあった土地は開進福祉ホームの敷地の一部であるが、現

在は行政区で使用しておらず、行政区としても返還に対し同意することで意思決定がされている。また、行政区施設として管理運営を行う上で、当該土地を利用しないことに支障がないことから、当該土地を寄付者に対し、無償で譲渡するものであります。

なお、議案下段に法律の関係条文を抜粋で掲載するとともに、次のページに図面を添付しておりますので、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第37号財産の無償譲渡についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 選任第1号

○議 長

日程第13 選任第1号常任委員の選任についての件を議題といたします。

常任委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

これより、各常任委員を指名いたします。

まず総務常任委員会の委員に、志民和義君、高橋英昭君、鈴木千秋、西田輝樹君、杉森俊行君、船戸健二君。

次に経済常任委員会の委員に、阿部良富君、安田清之君、菅敏範君、柚原千秋君、松本敏光君、齊藤徹君。以上です。

次に広報常任委員会の委員に、議長を除く11名、阿部良富君、志民和義君、安田清之君、高橋英昭君、柚原千秋君、菅敏範君、西田輝樹君、松本敏光君、杉森俊行君、齊藤徹君、船戸健二君。

以上のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決しました。

この際、各常任委員会において委員長並びに副委員長の互選を行うため、これより休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午後 1時00分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が手元にまいりましたので報告いたします。

総務常任委員会の委員長に高橋英昭君、副委員長に西田輝樹君。

経済常任委員会の委員長に松本敏光君、副委員長に齊藤徹君。

広報広聴常任委員会の委員長に船戸健二君、副委員長に菅敏範君がそれぞれ互選されました。

◎日程第14 選任第2号

○議長

日程第14 選任第2号議会運営委員の選任についての件を議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております

これより、委員を指名します。

議会運営委員に、安田清之君、高橋英昭君、柚原千秋君、松本敏光君、杉森俊行君、船戸健二君の以上、6名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

これより、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選を行うため、休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時11分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告いたします。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会の委員長に安田清之君、副委員長に杉森俊行君が、それぞれ互選されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、平成29年第3回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時15分